平成31年1月つくば市教育委員会定例会会議録

1 会議日時

平成31年1月29日(火)

2 会議場所

庁舎4階 ミーティング室

3 出席委員

委員 鈴木 理子

委員 小野村 哲

委員 柳瀬 敬

委員 倉田 廣之

教育長 門脇 厚司

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教育局長	森田 充	教育指導課長	根本智
教育局次長	中山 隆	総合教育研究所所長	板谷 亜由美
教育局次長	大久保 克己	特別支援教育推進室	植弘 康嗣
学校教育審議監	永井 康	特別支援教育推進室	中島 澄枝
教育総務課長	貝塚 厚	中央図書館副館長	小野村 薫
学務課長	間中 和美	生涯学習推進課課長	伊藤 直哉
教育施設課長	秋葉 芳行	文化財課長	山本 賢一郎
健康教育課長	山口 康弘	企画監	笹本 昌伸

6 議事

(1) 案 件

議案第66号 つくば市市民研修センター条例施行規則の一部を改正する 規則について(継続審議)

議案第1号 平成30年度つくば市一般会計予算案 (3月補正) に関する 意見の申出について

議案第2号 平成31年度つくば市一般会計予算案 (当初) に関する意見 の申出について

議案第3号 教育財産の取得について

議案第4号 つくば市立学校給食センター運営審議会委員の任命について

報告第1号 つくば市教育局職員の分限処分について

報告第2号 つくば市教育局職員の自宅待機命令について

報告第3号 つくば市文化財保存活用計画策定事業について

報告第4号 平成31年(2019年)度つくば市立中央図書館の休館日等に ついて

7 その他

◎ 開 会

午前10時00分開会

纵	杏	長		
ナス	$\boldsymbol{\exists}$	TX.		

それでは、定刻を過ぎていますので、ただ今から平成31年1月の定例 教育委員会を始めたいと思います。

考えてみたら、教育委員の先生方とは、今年初めて会うということ で、あけましておめでとうございます。

教育局で先週、新年会をしたのですが、そのときは教育委員の先生方が入っていませんでしたので、改めてよろしくお願いします。

◎議事録承認

教育長

それでは、12月定例教育委員会の議事録は、事前にお目通しいただいたと思いますので、修正、その他はございますか。もしなければ、そのままお認めいただいたということにしたいと思います。

12月定例会の会議録については、署名人として委員にお願いしたいと 思いますので、よろしくお願いします。

委員

はい。

◎教育長の報告

教育長

それでは、教育長の報告ですが、新しい年の、今年は平成最後の年ということになりますが、もう既に1か月が過ぎようとしているわけですね。今年度も、あと残り2か月となりますが、ここのところ、不適正事案が多発しているということで、市長と市長部局の方でもかなり危機感

を募らせている状況にあります。今年度も残り2か月ですが、我々も脇の下をしっかりと固めながら、不適切事案を起こさないように、年度末に向かって仕事をしていきましょう。

ということで、私からの報告は以上で終わります。

今日の進め方ですが、お手元のアジェンダにあるとおり、議案第66号は公開、議案第1号、第2号は議会案件なので非公開にさせていただきます。

議案第3号については、これも個人情報が入っているので非公開。議 案第4号、報告第1号、第2号はそれぞれ人事案件ですので、これも非 公開にさせていただきたいと思います。

今日はまず、最初に議案第66号について審議をし、次に、報告第3号、第4号を報告していただいて、5番目の「その他」を先に進めて、その後、非公開の案件について進めるというような順番で進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

一同

異議なし。

教育長

そのように進めてさせていただきたいと思います。

◎議案第66号 つくば市市民研修センター条例施行規則の一部を改正する規則について(継続審議)

教育長

それでは、議案第66号。これは、12月からの継続審議になります。説明をよろしくお願いします。

生涯学習推進課

前回の継続ということで、議案第66号、つくば市市民研修センター条例施行規則の一部を改正する規則について議論いただきまして、その後、法務課とも検討した結果、お手元の資料の最後のページ、前回ですと「12 その他()」としていましたが、それを取りまして、「11 その他、研修センターの指示に従うこと」までは同じで、12番を取ることで、最終的に改めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

教育長

前回は「その他」が入っていたために、センター長が書き込みできる可能性があるということで、色々な異議があったと思います。その部分を削除したということで、問題ないかと思いますが、よろしいでしょうか。

委員

よろしいでしょうか。前回も申し上げたのですが、制限を加えるということと、注意ということが一緒に書かれていて、制限に関するものと注意は、明らかに違うと思うんですよ。その区別がまだ無いんですけど、これはどのように理解したらいいですか。「制限及び注意」と書かれていて、制限ということになりますと、これは、市民の権利を制限するわけですから、非常に慎重に行わなければいけない。合理的理由がないと、制限はできないはずです。

注意は、色々な注意事項があるでしょうから、その施設によって違う可能性もあるということで、注意については分かりますが、それを並列に書かれていることについては、まだ少し理解できないのですが、どのように考えればいいでしょうか。

生涯学習推進課

制限ということで、今回設ける11番の部分、それ以外のものに関しては、ここには制限として記していないのですが、条例等で、その制限は加えると記してあるので、それに従うことになるかと思います。それで実施をしたいと考えております。

教育長

その条例に制限の中身は、記載されていますか。

生涯学習推進課

はい。こういう制限をする、というように、条例に定めております。

教育長

それは例えばどのようなものですか。

生涯学習推進課

いわゆる、公序良俗に属するものに関しては、やはりそういう制限を すると書かれているので、それは条例で定めてあり、所属長がどうこう することができない分野であります。

教育長

物の販売は駄目だとかいうようなことも、書いてあるということです か。

生涯学習推進課

物の販売については、条例では記されてないので、販売等の部分に関しては、その都度、ある場合には規制をさせていただくかたちにはなるかとは思います。

教育長

委員どうですか。

委員

条例で定めると。

教育長

もう定めてある。

委員

定めてあると。じゃあ、それについては、そういう使い方については どうかっていう制限を、その申請したときに受けた場合は、その条例ま で遡って、使用者を判断しなければいけないということでしょうかね。

教育長

もちろんそうです。

生涯学習推進課

逆に言いますと、こういうふうに条例で定めてあるので、使用はでき ませんという言い方でお断りをするということになります。

委員

なるほど。もし、そういうことについて疑義がある場合は、これは、 大変ですね。しかるべき段取りをして、その条例についての申立てをし なければいけないと。でも、そういう窓口はちゃんと開いてくれている ということですね。

生涯学習推進課

はい。

委員

この研修センターの運営審議会とか、評議会とか、そういうものは開かれているんでしょうか。つまり条例を見直すときの、一般市民、あるいは審議会的なものですよね。あるいは運営協議会的なもので、そういうことは常時行われているんですか。

生涯学習推進課

審議会等を設けておりません。実際にはそういうかたちでの討議はしておりません。

委員

していない。

生涯学習推進課

はい。

委員

分かりました。指定管理は社会福祉協議会に委託しているんでした

か。

生涯学習推進課

はい、そうです。

委員

指定管理の段階では、それは恐らく入っていますよね。そういう機関で、運営について両者を含めて協議するということは、恐らく入っているはずです。じゃないと、指定管理にならないと思うので。その辺は確認していただければと思います。

生涯学習推進課

はい。

教育長

最終的には承認でよろしいですか。

一同

異議なし。

教育長

では、この案件については、今回出された原案のとおりの承認という ことにしたいと思います。次に進みたいと思います。

◎報告第3号 つくば市文化財保存活用計画策定事業について

教育長

報告第3号について、説明をお願いします。

文化財課

提案になりますが、つくば市の文化財保存活用の基本的な方針を定めた、つくば市文化財保存活用計画について、パブリックコメントの実施の結果と修正案を御報告します。

当初は、パブリックコメントを受けて、その後庁議にかけて、庁議で 了承を得たら、教育委員会にもかけて、そこで議決していただいて、策 定になるという流れでした。それが1月の庁議で、パブリックコメント を受けて、市長部局だと、市長決裁で、教育局だと今申し上げように教 育委員会の議決を経て、その後、庁議では報告でよいということに変わ りました。ですから、その流れで言うと、今回提案したものを、最終案 として2月の庁議で報告ということもあったかもしれないのですが、教 育委員会の議案として決まっていたこと、パブリックコメントの後に懇 話会を開催し、更に文化財保護審議会を開催して、若干修正点が出てい るということ、それから、このようなカラーのしっかりした形で皆さん にお示しするのは、今回初めてになります。ですから、これをもう一回 きちんと見ていただく余裕ができたということでございまして、今回、 現状報告させていただいて、委員から、今日に限らず、この後でも構いませんので、意見を出していただいて、それを取りまとめて、来月教育委員会にかけて決定して、3月の庁議で報告したいと、そういうように変更させてもらいたいと思います。

資料1番がパブリックコメントについてです。パブリックコメントは、一人の方から2件、二つに分けてございます。具体的に、基本計画で大きな方針的なところに関する計画ですので、それを変更するほどの意見はなかったと考えております。ただ、資料の3ページの一番下の5番。活用に関して、かなり細かい提案をいただいています。これは私ども考えてなかった部分でございますので、参考とさせていただきます、これからいろいろやるときには考えていきたいという形で、回答したいというふうに考えています。

それから、4ページから、修正がいくつか入っています。これは、今申し上げたように、パブリックコメントではないのですが、いろいろ考えていくうちに出てきたものが、いくつか入っております。細かいものはとにかくとしまして、謝辞とか、あるいは文化財の価値が変わったとか、それから、文化財の資料館の位置が変わった、区画整理が終わったために終わったとか、それから、文意が伝わらないために変わっているところもございます。いくつか変わっているのと、あと、資料編の6ページを多少大きく変えておりまして、この策定経過が、どんどん追加で加わっていくのはともかくとしまして、7ページのSDGsというのを本編の「はじめに」に含めていて、つくば市でしっかりやっていこうと考えておりますが、説明が少し足りないということで、SDGsについての説明を加えております。文化財の保護も、SDGsの目標の一つに入っています。

それから、8ページの終わりです。文化財を守るのは、行政と、持ち 主だけと思われがちですが、国民や市民も、法律や条例上で、協力しな ければならないという点について、触れておいた方がいいということで 入れております。

資料2につきましては、今申し上げてきたことを踏まえて、いただいたパブリックコメントの意見を入れて、作成したものです。1月の上旬に作成しまして、その後に懇話会が先週ありました。それから文化財保護審議会が昨日ありました。今日の教育委員会は、同じ資料になっております。

懇話会が1週間前に行われていますので、その結果を取りまとめたも

のが、資料4になります。細かいところがいくつかありますが、大きなところでは、ジオパーク等についての説明が少し足りないという意見が ございまして、生かしております。

昨日の文化財保護審議会で、いくつかの小さい訂正はありましたが、大きいところでは31ページに「負の遺産」という表現がございます。フロチャートのようなものがあって、その下に、「なお、歴史には負の遺産もあって誇れない場合もありますが、その歴史から目をそらそうとしないことが大切だと考えます。」という表現を入れています。これは前々回、委員から、「市民が誇り、市民が伝える文化財」という副題について、御質問がありまして、その中で、市民と一緒なってやるのだから、「市民とともに」という文言が入った方が、いいのではないかという御意見をいただき、その部分は変えました。それと同時に、歴史には誇れない部分もあるのではないか、例として挙げられたのは、天狗党のことでしたが、そういうことをどこかに入れなければ、それがなければ、市民が誇れないのではないかということで、表題にそういうものを入れるのは、難しいということで、考えまして、ここの部分に入れさせてもらっております。

ただ、懇話会でも多少出たことですが、審議会でも文化財の保存活用計画は、歴史も当然入ってくるのでしょうが、唐突に歴史というのが出てきて、ここで負の遺産というのは、あまりにも明確に書き過ぎではないかという指摘もありました。負の遺産とは何かと言われたときに、いろいろ出てくるのではないか、負の遺産で議論が出てきてもどうなのかということもあり、その辺を、少し考えていただきたいなという意見が出ておりますので、考え直したいと思っております。

以上ですが、文化財保存活用計画は、現段階でこのような状況で作っておりますので、今日なり、今後なり、御意見いただけたらありがたいと思います。以上でございます。

教育長

今の説明だと、話があっちこっちいっていて、整理が難しいと思いますけども、とにかく庁議で決定していたことが取りやめになって、報告だけでいいというようなことで、今日は報告で出ていますけど、2月の定例教育委員会で議案として出して、そこで、最終的な検討をすると。今の課長の説明にありましたけども、文化財行政の、長期計画が今までなかったものを、今年度いっぱいかけて、これからの文化財行政をどうしていくかということの、つくば市では最初の計画について、本年度初

に、計画策定懇話会をスタートさせて、ここまで来たっていうことです。先週、最終的な懇話会やって、最終的な詰めをやって、昨日審議会を開いて、そこでも基本的には了承してもらっている。昨日の審議会でも出ましたけども、もし、ここをこうしたらいいっていうような意見があれば、教育委員から意見があれば、2月の第1週ぐらいまでに出してほしいということです。

文化財課

そうですね。手直しもありますので、できれば2月の上旬ぐらいまで にと思っています。

教育長

お手元に配布している原案を読んでもらって、だいぶ修正案は出ていますが、それ以外に何かあるとしたら、教育委員として出してもらうというようなことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

できれば、2月第1週ぐらいにしますか。

文化財課

そうですね。

教育長

多少余裕を持って出していただければ、2月25日の定例教育委員会で 議案として出して、そこで最終的な決定をするというような段取りでい きたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

委員

ちょっと誤解があるかもしれないので、ちょっと追加させていただきますが、市民が誇りということを言ってあるので、だけど、誇れないものもあるでしょということになったわけで、誇れるか誇れないかを問題にしないということを、私は、言ったんですよ。ですから、歴史というのは、いろいろ見方があるので、それなりの客観的な事実として捉えていくと。そこに誇れるか、誇れないかというような価値観とは違う価値観で、歴史、文化財は保存とか活用していかなければいけないので、それを市民がどう捉えるかは、もう自由なんだが、史料編纂とか、その文化財保護に関しては、歴史的価値があるかとか、それから、将来に生かしていくならば、それは負の遺産ではなくなるということもあるわけで、そこで誇れる、誇れないということを、私は、申し上げたはずです。

ですから、表に誇れるっていうことを入れたから、後ろで誇れないものもあるっていうふうに付け加えたっていうことは、分かるんですが、

ちょっと私の言っていた趣旨と、ちょっと違う。

文化財課

この文言については、後で御相談させてもらうことでよろしいでしょ うか。

委員

どういう言葉がいいのかと言われると、なかなか私も。

文化財課

ここではなく、やり取りさせていただければと思います。

委員

そうですね。皆さんの前では、今までの経緯からして、その誇る、誇れるということについて、みんなで考えていけばいいってことと、誤解がないようにということだけ申し上げたいと思います。以上です

教育長

では、報告第3号については以上でよろしいでしょうか。

一同

異議なし。

教育長

それでは次の案件に進みたいと思います。

◎報告第4号 平成31年(2019年)度つくば市立中央図書館の休館日等について

教育長

それでは報告第4号について説明をお願いいたします。

中央図書館

報告第4号ですが、平成31年(2019年)の中央図書館の休館日等について、報告させていただきます。

来年度の休館日についてですが、本来であれば休館日となっております、祝日等のうち、ここに書いてあります17日については、開館したいと考えております。4月29日から1月13日。主に祝日と休日等になるかと思います。あと1月4月、申し訳ありません、金曜日と書いてあるのですが、土曜日の誤りですので、土曜日に修正お願いいたします。

ここについても、規則上は休館ですが、開けていきたいと考えております。また併せて、館内整理日として、4月 12 日からの6日間を館内整理、あと8月 14日は祝日を開館しますので、8月 12日の振替で休館としたいと考えております。

また、6月11日から14日までは、中央図書館の方の年に1回の蔵書 点検を行いたいと考えております。

併せて2月12日から14日まで、ここは図書館情報システムのメンテ

ナンス、あと図書館リサイクル事業の準備、また 4 交流センター図書室 の蔵書点検を行うために、休館としたいと考えております。

カレンダー見ていただきたいと思うのですが、これによりまして、来 年度の開館日数は、今年度と同様の 290 日。これまで中央図書館として は、今年度同様の最多の開館日数になるかと思います。

特に、4月27日から5月6日までですが、今年は10連休が予定されておりますが、図書館としましては、30日と5月1日の2日間だけを休館とさせていただきまして、残りの8日間は開館したいと考えております。

できれば3日ぐらい、休館できないかという話もありましたが、3日間休館しますと、ブックポスト等、返却本の処理が間に合わないということで、かえって、この3日間の休館日に職員を出勤させなくてはならないという状況になりますので、2日間を最低の休館としまして、残りは職員半分から6割ぐらいの体制で、なんとか連休を取らせながら、開館日数の方は確保したいと考えています。

以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

今の説明に対して、質問等ありますか。

諸般の事情を考えて決定したことでありますので、御承認いただければ と思います。

一同

異議なし。

教育長

御承諾いただけたということで、続いて「その他」に入ります。

◎その他

教育長

続いて、「その他」について。

生涯学習推進課

先ほどの第66号の件で、委員の御質問に対して、お答えをしたいと思います。

実際、審議会を設けるところがあるのかということでございますが、 運営委員会の実施を盛り込んでおります。市民研修センターの運営委員 会を設置して、そのセンター運営、講義の企画等について審議をすると いうことで、指定管理者事業計画書に記載されています。その指定管理 者事業計画書は、指定管理者の基本協定書というものに従って、事業を しなければならないと規定されておりますので、運営委員を実施してお ります。よろしくお願いいたします。

教育長

ということで、よろしいですか。

委員

はい。

教育長

では、その他の方に入っていきたいと思いますが、まずここで、委員 の方々から出されている件について、取り上げたいと思います。

最初に、いじめについて、委員から出された議題について。

委員

来年度の実施事業の案として、いじめに関する授業を小中学校で行う ということで、案が出されていたかと思います。

授業をお願いするのが、外部の方に講師をお願いするということで、具体的には弁護士協会の方を呼んで、その方々に小中学生を対象とした授業をやっていただくということだったかと思います。

それに関して、私の意見ですが、その内容いかんによっては、例えば、こういう法律があって、いじめはいけないんですよというような法律家の方から、法律に基づいた授業をした場合に、逆効果になる可能性もあるのではないかということで、どのような経緯から、この計画がなされたのか。また具体的に今までに、どのような打ち合わせが行われていているのか、授業の内容ですね。具体的な指導案等はできているのか。

最後に、どなたがいらっしゃるのか。団体に頼んだ場合は、例えば、 その日になってお前行ってくれっていうことで、まだ1回も学校に行っ たことがないというような方が、授業に来るというようなこと、また指 導案をポイっと渡されて、中身をよく理解されてないような方もいらっ しゃることもあると思うんですが、事前にどなたが来るということが、 決まった上での依頼になっているのか、そのあたりをお伺いしたいと思 います。

教育指導課

このいじめの防止事業につきましては、平成30年、今年度、茨城県スクール分野派遣の制度の中で、スクール分野という学校でのいろいろな案件についての相談以外に、いじめを起こさない学校づくりの貢献事業として、弁護士を派遣して、いじめ予防の教育を進めていく県の事業がございまして、今年度もその事業に基づいて、3校でこの事業を進めさ

せていただきました。

中身について、今、委員がおっしゃったように、弁護士が来て、弁護士が法的に駄目なんだという授業ですと、心配事が起きる可能性が出てくるのですが、元々は東京などは弁護士会がかなり積極的に入られていて、弁護士会でもいじめの案件に、弁護士として、法律の立場で関与していった中で、やはりそこまでいってしまっては、なかなかいじめの解消は難しいと。弁護士側としても、いじめを未然に防ぐのが一番であるというスタンスに立って、この弁護士会の方で社会貢献の一つとして、いじめ予防の授業を進めているということであります。

茨城県の弁護士会としても、そういった形で積極的に参加したいということで、市内で弁護士やられている方がございまして、今年度、そういった事業を各学校で希望するか、手を挙げていただいたところ、10校程度やってみたいということでした。しかし、今年度の謝礼等の予算の関係で、3校で実施をしたということです。

この件につきましては、こちらの方も、ただ来て授業をしてもらうということでは、非常に心配な面もありますので、担当と弁護士の代表の方とで、話し合いをしていただいて、基本的には、1単位時間。小学校ですと45分、中学校ですと50分の授業を実施していただくということで、授業をするに当たっては、事前に当日に講師をされる弁護士が、学校にお邪魔して、学校におけるいじめの状況等のヒアリング等、学校で今起きている状況等と授業の流れ等の、打合せを事前にしていただくということを、お願いしております。

当日についても、いじめと人権の関わり、いじめられる側が悪いというようなことではなくて、許されるいじめはないということとか、あとは実際のいじめの事例をとおして考えていくとか、または加害者、それから傍観者についての心の傷のことについて、法律家として、法的にというよりも、これまでの事例を踏まえて、または人権という立場での話をするっていうことで、今回、3校でやっていただいて、御意見をいただきましたが、教師側からは分かりやすい言葉で具体例を挙げて、児童にとってとても理解しやすかったのではないかということ。それから、子どもの方の立場から言いますと、今まではいじめられる側にも理由があって、いじめられている方も悪いという考えもあったが、どんな理由があっても、いじめられている子は悪くないというような感情を持ったというような感想をいただいております。

手を挙げていただいた学校数が多かったので、来年度はその予算、謝

礼を増やすという意味で、予算化させていただいているというところで す。以上です。

委員

よろしいですか。

とても丁寧にやっていただいていることは分かったんですが、今の中 に非常に大きな課題がいくつかあったかと思います。

まず、いじめを起こさない。未然に防ぐという言葉を使われたんですが、いじめを起こさないためには、なぜそこで弁護士さんになるんでしょうか。そこに理論の飛躍はないでしょうか。いじめを起こさないためには、何が必要なんでしょうか。

教育指導課

そういう言い方をしてしまいましたが、このいじめを減らすための最善策として、いじめがひどくなる前に、予防が必要であると。いじめが起きないというよりも、ひどくなる前に予防が必要であるということですので、学校側でするべきことがたくさん、もちろんいじめについてはありますが、第三者という立場で、学校に来ていただいた弁護士を交えることによって、いじめを一緒に考える授業を展開する意味で、外部の方に来ていただくというところが、大事なのかなと思っていますが、そこが弁護士でないといけないかどうかになりますと、御意見をいただくしかないかなというふうには思います。

委員

私も、人権というテーマで、年に結構10件とか、それ以上講演をさせていただくんですけども、いじめを起こさない、未然に防ぐということは、厳密に言うと、子どもたちを全部隔離してしまって、子どもたちの触れ合いを全くなくしてしまうというような、そういう話になるわけで、未然に防ぐということは、実際には難しい。となると、何が必要かというと、子どもたちが、イエナプランで言えば、学校を楽しいと思えるような、子どもたちがネガティブではない、ポジティブな気持ちで、学校に来られるような雰囲気を作っていくことが一番だと思うんですね。

そのときに、誰が一番大事かといえば、それは、教師だと思うんですよ。「いじめと人権」、「許されるいじめはない」、「傍観者がいけない」などは、こういう外部の方が来たいじめ講座っていうのは、大抵はそういう話になるんですね。

だけど、子どもたちは、「許されるいじめはない」とかっていうキー

ワードは、もう何回も何回も聞いて、それこそ耳にタコっていうぐらい聞いていて、それでもなぜ、いじめという行動に走ってしまうかと言ったらば、そのときのいじめという行動に走ってしまう子どもの、その子の気持ちを理解するっていうことが、一番大事だと思うんです。そこで、外部の方が事前に打ち合わせをしても、その子の心理をよく分かってない方が前に来て、いじめはいけません。許されるいじめはありませんって言っても、これは通じない。そこで、子どもの心に訴えることこそが教師の仕事なのではないでしょうか。

もちろん許されるいじめはないんですが、こんなケースがありました。私が目の前で見たケースで、とても印象深かったケースですが、ずっと学校に行かないでいた子が、卒業式の日に登校しました。私はとっても温かい雰囲気だなと思って見ていたんですが、先生たちが、五、六人出てきまして、その子を囲んではいないんですけど、囲むような感じになって、「おめでとう、良かったね」って拍手をしていたんですね。ところが、その子は、もうずっと学校に対して、非常にマイナスのイメージを持っているので、「先生たちに囲まれた。」って言ったんですね。「すごく嫌だった」と。「大嫌いな先生たちに囲まれて、すごいプレッシャーで嫌だった」と。私から見て、先生たちは、笑顔で囲んだと思うんですけども、嫌だと思っている子にとっては、それはいじめだったんですよね。いじめってそういうものでもあると思うんですよね。

最近、いじめをしたということで、指導をされた子が命を絶つという、大変悲しい事件があったかと思います。ここでも、よく事情が分かって、いじめたとされた側の子どもたちの気持ちにも寄り添わないと、根本的ないじめの解決にはならない。そこで、許されるいじめはありません。どんな理由があっても、いじめた方が悪いんですという話をしてしまうと、大抵、いじめって連鎖反応があるもので、非常に問題じゃないかと。そういう微妙なところを指導するのは、それこそ私は、先生の責任ではないかと。

だから、今回の研修は、先生方を対象にしたものであれば、まだ分かるんです。でも、子どもたちを対象に、いきなり外部の方が入ってくるというのは、非常にこれは危険性があるのではないかなと。一つの方法かもしれませんが、それにしても、よほど十分に配慮をしていかないと、子どもたちからすれば、そんなこと分かっているよ。分かっていたって、ブレーキがかからないんだっていうような子たちにとっては、かえってつらい思いをさせるような気もします。傍観者もいけないと言う

のは簡単ですけど、これ、傍観者じゃなくてというのは、なかなか大変なことですよね、これは。それを私たちはもう少し考えて、行うべきじゃないかなと。

その弁護士の皆さんの善意も、とってもありがたいので、うまくこれ、生かせればいいなとは思うんですが、県の事業であるからという以前に、まず子どもたちを中心に、考えていただければなと思います。

私の意見は以上です。

教育長

委員からの要望として受け止めておけばいいってことですか。

とにかく、先生方に頑張ってもらうということは、一番大事なこと、 これはもう大前提。

教育指導課

これで全てということはもちろんありません。今、委員がおっしゃったことの方が、はるかにいじめに対応する部分では、大事であるということは、重々了解しておりますので、十分その辺の打ち合わせ等、効果等、それから学校の現状等々を踏まえて実施する必要があります。

委員

心配はあるのではないかというのは、こちらも思っておりますので、 そこは十分配慮していきたいと。

得てして、こういうことがあると、例えば、もちろん皆さん善意で動いているんですが、例えば、今教育委員会制度が変わって、首長さんの権限強くなって、首長さんが何らかの具体的な行動を起こそうということで、外部の人材を活用しようとかっていうことになると思うんですね。

ただ、その中で、現場で子どもたちの前に立っている、私たちの目線で、それはありがたいけども、今回はお断りしますとか、そうしてくれるんだったら、こういうやり方ではどうでしょうかとか、いろいろな提案を、私たち側からもしていかないといけないんではないかなと。

国の事業だから、県の事業だからといって、やりましょうということが先になってしまうと、これまた働き方改革って意味でも、そうやってどんどん、私たちの仕事は、教師の仕事が忙しくなってきているのだと思いますので、実際大変だと思うんですね。逆に。根本先生とか、そういう方々が間に、ファシリテーションに入るとなると、大変なことだと思うんですね。それよりは、現場の先生方でやった方が、かえってよりよい、子どもたちにとってプラスになる事業ができるのではないかなと

いうふうに考えます。

委員

私も、今すぐここで、具体的にどうしろとまでは申しませんが、今後の課題として、検討いただければと思います。

学校教育審議 監

いつも申し上げているとおり、教育委員会は教育委員の方々が議論する場だと思っていますので、ただ、私、参考としてお話しさせていただきますと、全校回っているのは私しかいないと思うので、全ての学校回っていますが、今、いじめ問題に取り組んでいない学校はないです。非常に重要な問題です。それの扱いも間違えると、学校自体が大変な危機に陥る事案でもあるので、非常に真剣に取り組んでおりまして、基本は委員がおっしゃるように、先生方の努力ですね。朝の会、帰りの会。帰りの会も、今は連絡事項だけの帰りの会やっているわけではなくて、今日にあったいいことをみんなで出し合おうとか、そういうふうな学級指導的な内容も、たくさん含まれているところが多くなっております。

それから、生徒会、あとは児童会を使って、フォーラムのようなものを開いている学校もある。それは、本当に学校それぞれの工夫の中で行われているものであって、先生たち真剣に取り組んでおります。たくさんいじめ対応に取り組んでいるものの、一つのやり方として、弁護士さんの話を聞いてみようかというのを募ったところ、手を挙げてきた学校があったということで、捉えていただけたらありがたいなと思います。

別の事案で考えると、例えば食育だったら食育も、栄養士さんがぽんと来て話をすればできるものではない。これはやっぱり日々の保護者の方や、子どもたちの働きかけががあって、そこに専門家が入って、あ、やっぱりこういう話、こういうふうになるんだなっていう、教員ではできない話をしてもらえるところに意味があるわけなので、いじめ事案についても同じように、基本は学級、それから学年、学校の取り組みであると。それは現実に、何をやっているかと言われれば、本当に、調べて出せるぐらい、自信を持って、やっている学校、差はありますが、自信を持ってお答えすることはできます。

ただ、その中で弁護士というやり方もあるのではないかと。それが危険かどうかについては、教育委員さんで議論していただいて、こちらは事務局ですので、やはり弁護士はやめた方がいいということになれば、それはもう学校に指導していくという形になるかと思います。

ただ、多くの取組の中の一つのやり方として、それがあるということ

は、御理解いただけたらいいなと思いますので、よろしくお願いしま す。

委員

今ありましたが、私は学校でのどういうふうな活用の仕方だと思うんですよね。そのためには、事前に弁護士さんと、校長も含めて、もう話し合いをやってきて、こういう方向でうちの学校ではやりたいんだとか、そういう連携の下で、どういうふうに使っていくか、どう活用していくかって、そういうものが基本には当然あると思うんですね。

ですから、弁護士によっても、いろいろケースも違うと思うので、そこら辺は十分理解しながら進めていくのは、学校の役割というか責任で、活用の仕方が大きく、私は影響すると思うので、その辺を取り違えなければ、私は問題はないとは思うんです。そういう場面で、そういう取り入れることによって、逆に効果が上がるのも多々あると思う。だから、学校から手を挙げてもらって、ぜひうちでは活用したいということであると思うのでね、そこは考え方をしっかり持って、学校は対応してくれているんだと、私は思っているんです。

委員

誤解のないようにしたいと思いますが、私は決して、学校がやっていないということは、一言も言っていないので、それは誤解のないようにお願いします。ただ、先生方が中心になるべきだということを言ったので、学校がやっていないということは、言っているつもりは毛頭ありません。それは確認させてください。

それと、もう一度話したいと思いますが、どうしても法律という観点から話せば、どんな理由があっても、それは駄目ですよというようなことになりがちなので、そこは本当に気を付けないと。

今のいじめ対策って、ともすれば犯人探しになっているようなところがあると思うんですね。犯人探しになってしまうと、いじめた側が100パーセント悪いんですという言葉遣いもありますが、もちろん、その事案に関して言えば、いじめた側が100パーセント悪いに決まっています。だけど、その子は場面を変えると、また違うかたちでいじめの被害者であったり、そのいじめの被害者であることのストレスを、また違う子に当てているケースもある。それも実際問題としては、とても多いわけで、そういった点から考えると、食育の場合とかとは、違うところもあるのかなと。ですので、今回の事例も頭から反対はしませんが、そういったところを考えていかないと、この間の九州で起きたような悲しい

事件を引き起こす可能性があるかと思います。

あと、私がとても心配しているのは、どうしても周りの心情を理解するのが難しいタイプの子がクラスにいて、「あの子のところに行ってトラブルになるくらいなら」といって、子どもたちがその子を避けてしまうようになることです周りの子どもたちに、許されるいじめはないんだよ、いじめはいじめた側が絶対悪いんだよというような指導を強めてしまうと、じゃあ、もうあの子には下手に騒がれるんだったら、もう近寄らない方がいいなというようなことで、孤立を強めてしまっているケースも、別につくば市内に限らず、どこでもある事例だと思うので、今回のこの講習を、授業を駄目とは言いませんが、そういった面も、十分注意をして、対応していただければと思います。以上です。

教育長

私も言いたいことがかなりありますけど、言いません。

とにかく、委員が言われたことは、現場の先生方も、あるいは外から 見ている、我々も含めて、十分留意していることじゃないかなと、私は 考えています。

とにかく、いじめは学校によって、そのケースによっても、様々で、 その中身を探っていく。だから、こうすれば全てなくせるというような ことは、多分ないのではないかと思っています。

委員がさっき言いましたとおり、弁護士さんの話を聞くっていうことも、一つの参考になるというようなスタンスで、今取り組んでいるのではないかと理解しています。

とにかく、多くの人たちの様々の見方を取り入れながら、対応してい くしかないのではないかと思っています。

この件については以上でよろしいでしょうか。

委員

三校、もし差し支えなければ、教えてほしいんですが。

教育指導課

手代木南小と松代小と谷田部小です。

委員

それは、今年度三校ですか。

教育指導課

今年度実施したところは三校です。

委員

来年度はもう少し増えるということですか。

教育指導課

手を挙げていただいたのですが、予算的に三校だけしかできませんで した。今年度は予算がなかったので、謝礼だけでということでさせてい ただきました。

教育長

「その他」の1件目は以上で終わりにしたいと思います。 次に、学校給食センターについて。

健康教育課

昨日、九重小学校におきまして、桜学校給食センターから提供した干し芋の一部が変色していたという事案が発生しました。児童が発見しまして、学校の判断で、校内放送で給食を停止し、回収しました。

185人中89人が、放送前に干し芋を食べたと。昨日は茨城を食べようという特別メニューで、桜のセンターでAブロックに提供したものでございます。Aブロックで九重小学校以外からは、子どもの体調不良とか、変色していたというような報告はございませんでした。

それで、今日、Bブロックがあるのですが、こちらについては、干し 芋の提供を停止いたしました。

この干し芋は、茨城県の学校給食会が納品したもので、5月6日まで 賞味期限があるもので、それについてはすべて、桜学校給食センターの 職員が、確認しております。その内容について、早急に九重小学校の保 護者の方に、事実について緊急メールで学校から報告をさせていただ き、これからは教育委員会の方で、お詫びの文章を出す予定でおりま す。

また、今日の午後、プレス発表をする予定でございます。今朝、学校に確認したところ、体調不良は7名、うち1名が休んでいるということでございますが、腹痛でございますが、今、九重小学校、他の学校もインフルエンザ等で、いろいろ学級閉鎖等がございます。ですので、休んでいる児童の保護者の方には、学校の方から受診を勧めております。因果関係については干し芋を食べたからであるかどうかということについては、はっきりしておりません。あと成分分析も、行う予定で進めております。以上でございます。

教育長

今日中に教育長名でお詫びするということですね。

健康教育課

はい。

委員

すいません。

ちょっと聞き逃したかもしれないんですけど、カビだっていうことは 確定しているんですか。

健康教育課

緑色っぽい、一応変色ということなので、カビは、成分分析をした結果、判明した時点で保護者の方にと。想定ということは言えませんので、現時点ではカビという言葉は使っておりません。

教育長

7名の体調不良は、今日分かったことですか。

健康教育課

九重小で休んでいる子が1名、体調不良で休んでいることなので、因 果関係は分かりません。

教育長

その干し芋食べたのが主たる原因ではないということですか。

健康教育課

これはまだ病院で見てもらったとか、ただ、風邪の症状なのかについ ての因果関係は分かっていません。

教育長

昨日報告受けた段階では、下痢をしたとか、吐き気だとかいうのはなかった。

健康教育課

はい。

教育長

分かりました。というようなことで。最近、こういうことが立て続け にあるから、用心はしているんだけど、本当に残念ながらまた起きまし た。あと、何か質問はありますか。

委員

質問じゃないです。簡単に済ませます。

事前に共有している、秀峰の保護者の方からの要望が出ていますよ ね。あの件で簡単に。共有していましたっけ。事務局。

あの中に、PTAのことと校則のことなどが触れられているんですが、以前に、ここで何度かPTAのことと校則のことを触れたと思うんですが、保護者や生徒が学校に言っても、どうにもならないときに、もしかしたら教育局の方に相談の電話なんかがかかってくることも、ある

のかもしれないんですが、大津市でしたっけ、例えばPTAの在り方の大方針を教育局として持っておく。例えば、PTAが任意の団体で、加入するか、加入しないかの意思を問わなければいけないとか、それがボランティア団体なんだとかいう、もう大方針を教育局としても、持っておくべきではないかなって、これを見て思っています。

校則についても、学校の中で持っている校則とはいえ、学校の校則があまりにも個人の基本的な人権とか、あるいは健康とか安全とかに関わるような、基本的に持っている生徒の権利を侵害しているような校則を持っているところも、なきにしもあらずなので、そういうことを教育局に訴えられたときに答えられる方針を持っていた方がいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。他の委員さん方。

例えば、去年話題になった、地毛を黒く染めろなんていうところまではいかなくても、聞いてみると、いろんな細かい、何でそんな決まりを作るんだろう。そんなの個人の自由じゃないかというようなこともあるんですよね。聞いてみると。学校で、じゃあ生徒会で諮って決めろ、なんていうところまでやらなくてはいけないのかとか、そういうことを教育委員会に電話する方っていますか。例えば。こんなことで困っていると。ないですか。

教育局長

今のところ耳に入っていないです。

委員

ないですか。例えば、うちの娘はつくば市以外の学校に通っていますが、訴えても決まりだからって言われて困っているときに、どこに言えばいいんだろう、では、県の教育委員会なのかしら。文書出そうかしらなんて言うんですが、恐らく県の教育委員会は、それは学校でやってくださいってなるんだと思うんですね。そういうときに、どんな理不尽な校則でも、これは決まりだから、変えたいんだったら生徒会でやれというのが、果たして子どもたちにとって、いいやり方なのかは、考え直さなくちゃいけないんじゃないかなって、私は思っているんです。どうですか。

教育長

その件は、深入りしたら相当時間がかかることです。

委員

そうですね。深入りしません。すいません。問題提起として。

教育長

24日、二人の保護者が訪ねていらして、その文書を、いただきました。それを丁寧に読んで、私なりの整理をしようと思っています。あのままでは、なかなか焦点が定まらないようなところもあるので、整理をした文書を基に、PTA会長さんと、秀峰の校長先生と、あるいは他の先生方を含めてですが、私なりにこういうことが、事実なのか、これは本当にできないことなのか、できることなのかの聞き取りを、あらかじめやった上で、その段階でもまだ問題が残るとしたら、ここでも皆さんに相談しようと思っています。その前の段階の作業が終わってないし、また、あの文書出してくれたところが、一体誰の責任であれを出したのかが、一番大事なところですね。会なのか、一保護者として出したのか。その部分も、きちんと確認を取っておかないと、動けないと思っています。今、その確認を取っている最中です。

委員

分かりました。すみません。簡単に問題提起をと思って言ったんですが、ちょっといつも思っていることなので、ちょっとしゃべり過ぎました。

秀峰の個別の問題だけではなくて、いろんな学校で起こっていることで、恐らく今までそれで済んでいたことが。

教育長

いや、だから、それが秀峰の段階で解決できることなのか、できない ことなのかの確認をしたいと思っています。

委員

いや、それはそれで解決するんならいいですが、内容を見てみると、 どこかしこで起こっていてもおかしくない内容なので、それは教育委員 会としても、把握して、議論していかなくちゃいけないことだっていう ふうに、問題提起をしようとしました。

すみません、ちょっと。

委員

よろしいでしょうか。小さなことに誠実なものは、大きなものに誠実だという言葉がありまして、一つ一つの事例で、どういうことをするかというのが、非常に重要だと思います。

教育長

分かりました。

委員

今回の事例のことに限らず、今、私も秀峰の学区に住んでいますが、

今まで小さい学校で、行けばすぐ先生方と会えたけども、なかなか先生たちと会う機会そのものが、減ってしまっていると。また、こちらから行きにくいというような声も聞いています。これは秀峰の話ですけど、でも日本全国どこでも、例えばいじめにしても、何にしても、コミュニケーションが取れているときは問題が起きるんだと思うんですね。なので、こういう声が、ふだん学校の先生方とうまくいっていればいいんですが、万が一いかない場合のことを考えたときに、こういう声がは、かてきたときに、どこでどういうふうにこれを共有するのか。例えば、誰か一人が、「ああ、分かりました、はい。」って言って、そのままれの中にしまって、今回の、その児童相談所で今、いろいろ騒いでまけども、重要な案件だとは思っていなかったというようなことで、事件につながってしまうわけですから、その共有の仕方というのを、今後テーマにして考えてはいるのかなと思います。以上です。

教育長

それは、ここでもいろんな深い話し合いをしなければと思っていますが、しばらく、時間いただきたいと。私もかなり重大視しているということを、取りあえずは認識していただきたいと思っています。

三つ目、これは委員から前回出たのかな。不登校について、どういう ふうになっているかということについても、ここで取り上げたいと思い ます。教育相談センターの所長から回答してもらいます。不登校の数の 問題。

教育相談セン ター

すいません、ちょっと。

教育長

ここで?何?

教育相談セン

非公開の。

ター

教育長

そうなの。別に公開してもいいんじゃないの。なんで非公開にする の。

教育相談セン

先ほどお話ししましたような理由で、非公開の方がいいのではないか

ター

と。

教育長

そういうことは、ここで共有してもいいんじゃないの。それを非公開 にすることは、今、私、今初めて聞いたので。

教育相談センター

先ほどお話ししたのですが。

教育長

だから、今日の教育委員会であなたの報告を受けると理解していました。

何も隠すことないんじゃない。非公開にする理由そのものが分からない。教育委員の方々が非公開するということになったの。

委員

ちょっと一旦止めましょう。

すみません、一旦止めました。いいですか。

事前の説明では、上がってきた数字が、まだ学校からこっちに上がってきた一方的な数なので、学校によっても、不登校の捉え方とかもまちまちですし、まだ公開するべき数値じゃないっていうことで、非公開のところでやりましょうと説明を受けました。

教育長

いや、12月議会で議員から質問があって、それに対して局長が答弁しているでしょう。

教育相談センター

不登校数に関しては大丈夫なんですが、先ほどお話ししましたよう に、放課後登校であったり、保健室登校等の数値に関しては、非公開と いうところでのお話ということで、先ほど。

教育長

そういうことも含めて、ここで説明することになったんじゃないですか。

教育相談セン

いや、それは。

ター

教育長だから、すべて、何も隠すことないんですよ。私の判断とすれば。

教育相談セン

よろしければ。

ター

教育長

私が教育長になってからは、何ごとも隠すことは一切しないというのが大原則ですから。

教育相談センター

もちろん隠すつもりじゃなくて、数値の扱いとして、果たしてどうな のかという。

教育長

だから、その数値の扱いについても、事前にあなたから説明受けたそのまま、ここで説明してください。

教育相談セン

分かりました。それでよろしければ。

ター

委員

では、学校、それぞれの個々の捉え方だということを断って、数値を 言えばいいんじゃないですか。

教育相談セン

はい。

ター

教育長

だから、そういうことも含めて、説明してくださいということです。

委員

では、それで。

教育長

非公開にする必要はないっていうことで。

教育相談セン

はい。

ター

委員

じゃあ、もう一回スタートですか。

教育長

ええ。

委員

はい。

教育相談セン ター

よろしいですか。それでは、現在のつくば市内の不登校児童生徒数に関してのお話ですが、平成29年度と、現在12月現在までの不登校数に関して、この不登校というのは30日以上欠席という状況にはなってきますが、まず報告させていただきます。

平成29年度の不登校数に関しましては、議会でも申しましたとおり、 小学校は80名、中学校184名ということで、計264名報告をしておりま す。今年度、12月現在の小学校不登校生徒数に関しては、70名。中学校 が200名ということで、現在270名となっております。

先ほど、お話に上がっておりました、それ以外の別室登校であったり、放課後登校であったりという児童生徒数につきましては、緊急の調査であったため、学校の方に急いで調べてもらった数値ですので、本来であれば、きちんと学校に行って現状等も聞いた上で調査して報告というのが望ましいと思うのですが、急ぎで調査したものですので、申し訳ないのですが、一応ここで報告だけということで捉えていただければと思います。

小学校に関しましては、現在22名、中学校が13名ということで、計35名が現在、保健室登校や、別室登校ということで、欠席では当然ない。 きちんと登校はしておりますので、登校という捉え方で把握しているものは、この35名ということで報告をさせていただきます。よろしくお願いします。

教育長

非公開にすることじゃないでしょ。

委員

不登校気味の生徒が、市内で35名という捉え方で、答えが返ってきたっていうことなんですね。

教育相談セン

はい。

ター

委員

分かりました。ただ、緊急の調査なので、正確ではないかと思うんですが、恐らくもうちょっといるんじゃないかなという実感がありますが、子どもが学校に通っている中で感じているのは。

市内に、私なりにいろいろ保護者のネットワークがあって、あちこち からいろんなこと聞きますが、私の実感ではもうちょっといるように思 っているので、更に詳しい調査は必要なんじゃないかなと思います。

教育長

それは、そうしましょうというふうに私も言っていますので、フリースクールだとか、あるいは土浦のある教会がやっている学校だとか、そういうところに通っている子がいますからね。その35名は、フリースクールに行っている子は入ってないよね。

教育相談センター

はい。あくまでも別室、その次は保健室登校等。中学校であれば相談室もありますので、そういったところで教室には入らないが、登校していると。そういった捉えをしている子どもということでの数値になります。

委員

それは、放課後にほかの生徒が帰ってから、学校に来て、勉強見てもらうなり、書類を、学校からのお手紙、配布物をもらっていくなりする子も入れて、この数なんですか。

教育相談セン

はい、対応はそれぞれだと思うんですが。

ター

教育長

だから、まだ今の段階では正確ではない。

教育相談セン

そうです。

ター

教育長

だから、追っ掛け調べるということですね。

委員

そうですね。

教育相談センター

ここでこの数値を示すことによって、数字だけが一人歩きしてしまうと、捉えに違いが出てきてしまうかと思いますので、そういったことで 御理解いただければと思います。

教育長

そういうケースを含めて、もう全部数字が明らかになれば、公開して

もいいんじゃないかと思っています。ということでよろしいですか。

特に、学校では、それぞれの学校で、今、何々君は何日学校に来ていませんということを、その理由はなぜで、なぜそういうことになっているかということと、学校はその子どもに対して、どういうような対応しているかということを、毎月1回報告していますから。

私は美浦村の時は毎回、毎月出てきたものを、すべて目を通していました。つくば市の場合は、相当数があるので、なかなか毎月毎月全部に目を通す余裕はありませんけど、美浦村のときは、すべて毎月、報告が出てくるのをコピーを取って、自分なりに丁寧に読んでいました。そういうことは、つくば市でも、やりたいと。

ですから、美浦村でも当然、放課後登校の子どもがいることも、認識 はしておりました。あと不適応指導教室かな。あそこに行っている子ど もたちのことも、自分なりに認識はしていました。

ということで、追っ掛け、また丁寧な調査した上で、どのぐらいいるのか、35名にとどまるのか、もっと多くなるのかということについても、いずれまた報告をすることにしたいと思います。

さっきちらっと言いましたが、この件についても隠すというようなことはするつもりは全くありませんので、そこのところは御理解いただきたいと思います。

その他の件は以上でよろしいでしょうか。

もう相当時間、過ぎていますので。今日は議案の2件。30年度の3月の補正予算と、31年度の当初予算についての説明が残っている。この件はかなり時間がかかると思いますので、そちらに移りたいと思います。

それでは暫時休憩に入ります。

◎議案第1号 平成30年度つくば市一般会計予算案 (3月補正) に関する意見の申出 について

教育長

再開します。議案第1号、平成30年度つくば市一般会計予算案(3月 補正)に関する説明をいただきたいと思います。

教育総務課

議案第1号、平成30年度つくば市一般会計予算案 (3月補正) に関する意見の申出についてということで、説明いたします。

今年度の予算におきまして、修正の必要が生じたことから、補正予算 として、3月の市議会定例会に上程するものです。

別紙の資料、議案第1号資料をご覧いただければと思います。教育局 としまして、教育総務課、教育施設課、教育指導課、特別支援教育推進 室、総合教育研究所、生涯学習推進課、文化財課が補正予算を計上いた しました。また、一部、債務負担行為、ならびに繰越明許の補正も計上 いたします。

初めに教育総務課ですが、資料2ページの方をご覧いただければと思います。

こちら、教育委員会に要する経費から、教育総務に要する経費までの 各経費につきましては、今年度における事業費の支出見込みが、おおむ ね確定しましたので、その余剰分を減額するものでございます。

下段、奨学金資金給付基金積立金につきましては、高校奨学金支給事業への給付金として、一度、アイラブつくばまちづくり給付基金に積み立てられたものを、当該基金に積み替えるものです。

以下、担当課より、簡潔に概要の説明をさせていただきます。学務課 お願いします。

学務課

1ページの資料には載っていないのですが、11ページの方に繰越明許の学校等設置配置計画に要する経費というようなところですが、教育大綱が来年度に作成予定でございますので、それを受けて作成することになりますので、次年度に568万4000円を繰越させていただくものです。以上です。

教育施設課

教育施設課です。

3ページの方をご覧ください。各校舎の改修工事及び中学校の工事の 契約先による減額補正であります。以上です。

教育指導課

教育指導課です。

教育指導課、4ページになります。指導主事に要する経費、学校教育に要する経費、学校図書館司書補助員に要する経費、それぞれ見込んでいた金額を下回ったための減額補正であります。

特別支援教育

特別支援教育推進室です。

推進室

推進室の予算に関しては、教育支援委員会に、また、当室が管理をしている嘱託員の報酬を得る費用弁償に関する予算について、不要額となった分を減額しております。

また、委託料についても、今年度、残が出ているので、それについて も減額いたしました。よろしくお願いします。

総合教育研究所

続きまして、総合教育研究所です。

6ページをご覧ください。総研ではICT教育推進に要する経費で、学校LAN機器、図書用コンピュータ賃借の入札により、金額が確定したため、減額が生じました。また、9ページ、10ページをご覧ください。 債務負担行為の補正につきましても、入札により金額が確定したため、変更となりました。よろしくお願いいたします。

生涯学習推進課

生涯学習推進課でございます。

社会教育振興に要する経費ということで、主任社会教育主事の賃金が、ベースアップのために不足になりましたので、増額の補正をしております。

あと、家庭教育支援に要するに経費に関しましては、12月31日に社会教育指導員が1名退職されたので、その差金でございます。

生涯学習施設に要する経費についてですが、さくら民家園のかやぶき 屋根の改修の設計委託をしているところだったのですが、今回、できな かったものですので、150万円を減額したいと思っております。以上で す。

文化財課

文化財課です。

8ページになります。小田城跡に要する経費で、ここ数年毎年ですが、国庫補助額が要望額の2割か3割減額になっておりまして、途中で補正があるかもしれないので、残しておいたのですが、なかったために減額するものです。

それから、文化財展示施設の管理に要する経費で、桜歴史民俗資料館、今年の10月に買収しまして、それまで借地していましたが、それが必要なくなるということから、減額にしております。

繰越明許ですが、筑波山神社の神橋の工事についてです。工事は、平成29、30年度で実施予定でしたが、契約に至るまでに時間がかかりまして、進捗状況が少し遅れていることから、繰り越すことになったものです。

教育長

今年の10月完成ですか。

文化財課

はい、そうです。この4月の御座替には間に合わないということですが、11月の御座替には間に合う予定で、着実には進んでおります。説明は以上です。

教育長

大急ぎで説明していただきました。何か質問、確認したい事項などありましたら、お出しください。大体、減額補正が主ですか。御承認いただくということでよろしいですか。

一同

異議なし。

教育長

御承認いただきましたので議案の第1号については以上で終わりにし たいと思います。

◎議案第2号 平成31年度つくば市一般会計予算案(当初)に関する意見の申出について

教育長

続いて、議案の第2号ですね。平成31年度の当初予算について説明を お願いします。

教育総務課

議案第2号、平成31年度つくば市一般会計予算案に関する、意見の申出につきまして説明いたします。

新年度予算として、各課等で計上し、財政課におきまして、精査が行われ、先日内示がございました。これらを3月の市議会定例会に上程し、議決を経て、予算が確定するものですが、それに先立ちまして、教育委員会からの意見を求めるものでございます。

別紙資料、議案第2号の資料がありますが、3ページをご覧ください。

教育局といたしまして、平成31年度、新年度予算合計が、74億5264万8000円となります。前年度と比較しますと、1億7951万3000円の減となっております。

それでは各課から、主な項目ということで、説明させていただきま す。

まず初めに、教育総務課ですが、資料1ページをご覧ください。新年度予算合計、2億1179万5000円。前年度比較で、4725万1000円の増額となっております。

主なものといたしまして、同じく資料 4 ページをご覧ください。上から3段目の英語指導助手に要する経費につきましては、前年度比で

1,476万円の増額でございます。こちらは昨年9月に教育委員の皆さまにも説明させていただきましたが、新学習指導要領の完全実施に関連いたしまして、英語指導助手、AETを4名、現在23名のところ4名増員し、27名にすることに伴いまして、給料や通勤手当などを増額したものでございます。

次の公用車管理に要するに経費につきまして、これは学校教育バス、ならびに各学校への文書配送にかかる車両の運行経費になります。前年度比で、3,272万円の増額となっておりますが、こちらの理由は、学校教育バス老朽化に伴いまして、2台、今稼働しております、2台の大型バスのうちの1台を買い替えるということによるものです。

なお、購入にかかる契約は、既に議決を得て締結をしておりまして、現在、メーカーにて製作中でございますが、購入経費3,100万円ほどの支払が新年度になるため、大幅な増額となっております。

続いて5ページをご覧ください。こちら、上から3段目までの、各経費につきましては、おおむね大きな増減はなく、内容も前年ベースでございます。その次の教育総務に要する経費につきましては、前年度比で37万2,000円の減となっておりますが、こちらの理由は、資料記載のとおりでございまして、教職員の資金管理にかかるタイムカードのシステムを昨年度稼働いたしまして、新年度については、新たに来る方、それからのタイムカード購入のみ、枚数がかなり減りますので、かなり減額となっております。

続いて学務課から、お願いします。

学務課

学務課でございます。よろしくお願いいたします。

6ページをご覧いただければと思います。主なものを御説明させていただきます。上から4段目、学校管理運営に要する経費でございます。こちらにつきましては、学校の消耗品関係で、これまでも委員さんの方のからも御質問等があったところでございます。我々としても、なんとか上げたいというような要望をさせていただいて、光熱水費も含めてですが、小学校費、中学校費ともに増額となったものでございます。

次に7ページをお願いいたします。上から2段目の教材整備に要する経費でございます。こちらも、今まで御要望いただいていました図書室用の図書購入費でございます。学校によってまちまちですが、平成30年度が、1校当たり45万円だったものが、来年度は50万円。約5万円ですが、上げることができたというようなことになります。

その下の教育振興助成に要する経費でございますが、こちらは大きく 減額になっているように見えますが、遠距離通学者の対象者が岩礁した からです。これについての主な内容は谷田部小学校からみどりの学園に なったために、対象が減ったというようなところでございます。

その下の学校管理に要する経費は、先ほどの小学校と同じ内容でござい ます。

8ページの上から3段目、教材整備に要する経費の中学校分ですが、 こちらも図書室の本の購入費です。30年度が、約60万円だったものに対 して、31年が約69万円、1校当たり9万円増額になったものです。

続いて、その下の特別活動に要する経費ですが、部活動の大会用バスの賃借ですが、保護者の負担も非常に多いというようなこともあったものですから、700万近く要望はさせていただきましたが、500万円にとどまってしまった。昨年度よりは多く確保ができたというところになります

その表の一番下になります。幼稚園の管理運営に要する経費ですが、 こちらにつきましては、上郷幼稚園と桜南幼稚園のバスが老朽化だった ものですから、なんとか2台購入する予算を付けていただいたというと ころでございます。

以上、簡単ですが、よろしくお願いいたします。

教育施設課

教育施設課です。

10ページをご覧ください。ページの一番上から、教育施設移管に要する経費ですが、これは、小学校、中学校、幼稚園の学校施設などの長寿命化計画策定委託料ということで、2年の継続事業で約671万を計上いたしました。

続いて、下の施設整備に要する経費ですが、これは小学校の方でプール改修とか、竹園東、あるいは東小学校の屋根改修、トイレ改修の工事費とか、管理委託の方が入っております。

続きまして11ページの方で、(仮称)香取台地区小学校に要する経費として、香取台地区小学校建築工事設計業務委託というので、ここ2年の継続事業として、1億6,922万4,000円を計上いたしております。

続きまして、その下ですが、中学校の施設整備に要する経費ですが、こちらは竹園東のプール改修とか、桜中のトイレ改修工事の工事費といったものになっております。

続きまして、12ページの中学校建設に要する経費、下は、竹園東中学

校の校舎増築とか、あとは茎崎中の運動場の非構造部材の適用工事と、 竹園東中学校の備品購入費というのが、主になっております。

続きまして、13ページ目ですが、設備に要する経費、幼稚園ですが、 こちらは、二の宮幼稚園のトイレ改修工事とか、空調の設置工事の工事 等監理委託というのが、主になっております。以上です。

健康教育課

健康教育課です。

14ページ、15ページが健康教育課分になります。

14ページ、学校の経費管理に要する経費、小学校、中学校、幼稚園等 については、要求どおり全額付いております。

15ページをお開きください。一番下、健康教育課、全部で前年度に比べ、約6億3006万の予算増となっております。

上から2段目の給食センター監理運営に要する経費でございますが、 児童生徒数が増加することに伴い、食材、食数が多くなりますので、賄 材料が、約3,000万の増、委託については、すこやかで600食ぐらい多く なりますので、こちらの処理委託業務の食数増に伴う、委託料の増とな っております。

あとは、工事費については、2,650万、これは皆増でございます。主なものは、つくばのボイラー入れ替え工事でございます。

続きまして、4段目のセンター施設整備に要する経費がゼロになっております。こちらは備品購入と、施設修繕。工事請負費だったものですから、これは上から2番目の管理運営に要する経費と合体して、一つの経費にさせていただいたわけでございます。一番下の給食センターの建設に要する経費についは、前年度より、約5,600万の増、こちらについては新谷田部学校給食センターの監理委託、また、建設工事費の31年度分の費用でございます。また新たに新谷田部の厨房の消耗品、また、厨房の備品等の購入を計上させていただいたものでございます。以上でございます。

教育指導課

教育指導課です。

16ページから18ページになります。主な変更点は、昨年度と変わっているところですが、16ページの真ん中の学校教育緊急支援に要する経費で、先ほどのいじめ防止の事業の方に48万円、それから新規で、学校生活総合質問調査委託料として370万円、非認知能力のテストと、貧困対策を含めて、調査をするものでございます。

17ページの一番上です。学校教育指導に要する経費が、340万増になっていますが、これが、部活動指導員の配置に伴う増額になっています。3分の1、市の持ち出しとなっています。

それから、図書館に関する経費について、上から2番目。小学校の経費のきましては、研修旅費のみ、ここには載っていますが、非常勤ということで、人事課の予算になっております。週2回の学校をなくして、週3回以上の配置をということで、人事課の方にお願いをしております。

それから、一番下の学校図書館協力員に要する経費につきましては、これも図書館の協力員ではなくて、図書館補助員というような、人事課扱いということで2名お願いしましたが、それが難しいということで、協力員というまま、今年度残りました。こちらにはないですけど、予算要求の中で、今、2時間で1,200円のところを、1時間900円。2時間で1,800円の4時間で週2回ということで、要求をいたしましたが、査定で前年度同様というような回答が来ておりますので、ぜひこの辺についても、お話いただければと思っています。

主なところは以上です。

教育相談センター

教育相談センターです。

予算の説明の前に、委員から御指摘いただいております内容につきま して、説明をさせていただきます。

お手元に4枚つづりの事務事業評価シートの方が、いっておると思いますが、御確認いただければと思います。御指摘いただきましたように、予算、決算、そして実績等の数値に間違いがありましたので、企画経営課の方に御指導いただきながら、訂正をさせていただきました。本当に申し訳ございませんでした。今後、こういったことのないように十分に注意してまいりたいと思います。

ここで、ポイントとして挙げられておりました、相談員1名増の件に 関しまして、ちょっとお時間いただいて、説明させていただきます。

本センターにおきまして、この相談事業と適応指導教室事業、この二つに関しましては、9名の相談員が連携を図りながら、二つの事業を行っているところでございます。

事業分担で、相談事業の予算と、適応指導教室の予算と、それぞれ出 しているところではございますが、資料の4枚目に説明を付けさせてい ただいております、こちらをご覧ください。 今回、子ども担当1名の増員ということでの要望でした。現在、子ども担当が3人おりますが、3人体制で週4日の勤務という体制になっておりまして、週5日のうち3日間は二人体制という現状で、今対応してございます。現在、特に夏休み以降、体験入級者が、本センターの方で増えておりまして、体験入級者の対応に関しましては、子ども担当相談員の役割ということで行っております。

この体験入級者、特に時間指定等はしておりませんので、その入級者 の希望に応じて、1日、あるいは半日時間対応等の対応しているところ で、こういった体験者を対応することにより、特に多い時期、8名の体 験者が一時期いた時期等もあります。そういった対応をしていると、子 ども担当二人で、この体験者の対応と併せて面接相談の日程を組むとな ると、なかなか厳しい現状がありまして、実際には子ども担当は、1日 5件、あるいは4件等の相談を対応することになっております。本来、 この業務といたしましては、1日相談員が3件の相談を担当することが 基本となっております。体制といたしましては、1時間の相談に対し て、1時間のまとめ、あるいは情報交換、学校との連携ということで、 2時間でワンセットということで対応しておりますので、6枠3相談が 基本となっておりますが、実際には、特にピーク時には間に合わないと いう現状があります。そういったことも含めまして、本年度、相談件数 を確認したところ、11月現在で、昨年の同時期と比べますと、226件の 増加がありました。そういった二つの要因を重ね合わせますと、現在の 子ども担当3人体制では、なかなか厳しい現状があるということで、1 名の増員をお願いしたところでございます。

そういったところを御理解いただき、増員に対して、御了承いただければなと思っているところでございます。

では続きまして、先ほどの当初予算の説明の方に移らせていただきます。

大変申し訳ございません。2ページの教育相談センターの欄の数値の 訂正をお願いいたします。32,544ということで、記載がされているかと 思いますが、32,545になります。併せて、比較増減の方が7,595になり ます。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

20ページに行かせていただきまして、本センターの予算の増減額理由について、ご説明させていただきます。まず、今回、先ほどご説明しました、教育相談員1名の増員ということで、192万円の増額を要望いたしました。

次に、スクールカウンセラー、これまで時給2,750円で対応していたところですが、昨今の近隣市町村、あるいは、県の状況等踏まえますと、時給5,000円が、基本的な流れになっておりましたので、合わせまして、要望させていただき、120万6,000円の増。

次に、スクールサポーターの謝礼ですが、これに関しましては、今年度3校の義務教育学校が増加したにもかかわらず、1校分、みどりの学園と学園の森義務教育学校が、教育課程の人数が少なかったということで、2校で2名対応ということをしました。その関係で、来年度は同対応ということで、2名の増ということで、45万円の増になります。

次に、スクールソーシャルワーカーの謝礼に関してですが、市内におきましても、DVやネグレクト、そういった要因による家庭に要因を起因する不登校が増えているということで、やはりスクールソーシャルワーカーの配置が必要であるということから、こちらを新規に要望いたしまして、2名配置ということになりました。それに伴う、380万1000円ということになります。よろしくお願いします。

特別支援教育推進室

続いて、特別支援教育推進室からご説明いたします。資料、19ページが、ちょっと印刷をミスしておりまして、机の上に1枚で置かせていただいたものが、19ページと書いてあるものがあるかと思います。そちらでご確認をいただければと思います。

それでは説明をいたします。予算事業、推進室は2事業を持っております。その一つは、最初に特別支援教育に要する経費から説明いたします。就学相談、それから、学校への指導助言を行う嘱託員、それから、つくば市教育支援委員会の運営の費用について、計上しております。内訳は書いてあるとおりです。

もう一つ、特別支援教育支援員配置に要する経費として、幼稚園、小学校に配置をしている臨時職員の研修時の旅費ですとか、研修に際しての謝礼を計上しております。

小中学校には、現在123名、幼稚園には40名、臨時職員として障害児介助を主に行う職員を配置していますが、本年度の臨時職員の賃金、来年度の臨時職員の賃金の予算計上に関しては、人事課が一括して行っておりますので、本室の予算の数字には入っておりません。増員で、基本的には要望を上げているところです。以上です。

総合教育研究所

総合教育研究所です。

21ページをご覧ください。まず上から2段目です。つくばスタイル科に要する経費ということで、教材用消耗品と自動車賃借料、これはバス代ですが、内容見直した結果、111万円の減となっております。

続きまして、21ページの一番下、情報機器整備に関する経費でございます。竹園西小学校校舎の増設ということで、情報通信機器の設置工事の増額が、主な内容となっておりまして、356万5,000円の増となっております。

次のページに行っていただいて、上から2段目、情報機器整備に関する経費で、ここに関しては、竹園東中学校増設校舎の情報通信機器の設置工事が主になっておりまして、増額が327万3,000円となっております。

続きまして、その下、中央のICT教育推進に要する経費、中学校の方でございます。これに関しましては、総合教育会議や、この定例教育委員会でいろいろ議論していただきました電子黒板についてですが、結局、中学校全クラス配備ということで、993万9,000円の増額となっております。以上でございます。

生涯学習推進課

生涯学習推進課でございます。23ページをご覧ください。

社会教育振興に要する経費ということで、2,221万円増になっているところですが、実は二つ下の事業、家庭教育支援に要する経費の社会教育指導員の賃金が、今まで13の家庭教育支援に要する経費に入っていましたが、家庭教育だけではなくて、全般的な青少年育成事業も展開をしていただくので、社会教育振興に指導員の先生方の報酬1,989万4,000円を移し、増額になっております。

それから、先ほども申したように、家庭教育支援に要する経費が、社会教育指導員の方の報酬を引きましたので、2,000万ほど減額させていただいております。

あと、生涯学習推進に要する経費で、第3次生涯学習推進計画、基本計画の策定に当たりまして、来年度、アンケートを実施したいということで、委託事業ということで、222万2,000円を上げております。それから、生涯学習施設管理に要する経費ですが、さくら民家園と市民研修センターの一部改修工事、茅の葺き替え、床の修繕工事等々を上げさせていただいて、170万6,000円の増額をさせていただいているところでございます。

総額8,930万9,000円で、予算要求をさせていただきました。以上でご

ざいます。

文化財課

文化財課は、25、26ページです。

今年度査定額を入れていなかったものですから、あらためて別に、机 の上に資料を置かせておいていただいています。先ほどの補正の説明と もども、不手際で申し訳ありません。

13番、文化財維持管理に要する経費、1,071万1千円減額になっておりますが、これは先ほどもちょっと触れました、筑波山神社神橋の修理が来年度も続きまして、その補助金があるのですが、金額がぐっと下がるため、減額となっております。

それから、裏側に行っていただきまして、国指定史跡小田城跡に要する経費になります。3,519万2,000円の増となっておりまして、説明欄の下から2行目に、整備したところの北の出入口、非常に重要な場所が、買収の見込みが立ちましたので、公有化いたします。

去年は、桜歴史民俗資料館の土地買収の関係で、小田城跡、今年の補正で挙げまして、この後、議案になっていますが、その辺を当初で挙げていきます。要求時にはちょっと分からなかったのですが、アイラブつくば補助金で小田城跡の保存活用に使ってくださいという、目的限定の寄附金があるそうなので、それを使うということで、413万円がその他特財の方に入っております。

それから、文化財展示施設管理に要する経費で、5,252万3,000円の減になっていますが、これは、今申し上げました、桜歴史民俗資料館の買収がなくなったということで、大幅な減となっております。

18番、歴史文化教育・活用に要する経費ですが、若干200万ほど増額になっていますが、遺跡地図といって、開発とかに使う地図、これは子どもらの学習に使われる、どこにどういう遺跡があるかという地図ですが、これが平成13年度に作って、もう15年以上たって古いので、それを作り変えるということで増えております。

合計額で3,640万8,000円。国庫補助とか、寄附金とかありまして、一般財源が総額の30パーセント切るぐらいということになっております。 以上です。

中央図書館

中央図書館です。

また27ページに戻っていただきまして、図書館が3事業ありまして、 三つの事業とも増額になっています。 まず、図書館維持に要する経費ですが、主な理由の③を見ていただきたいのですが、施設管理委託料が436万3,000円の増で、今年度で3年間の委託契約が切れますので、この4月から、またあらたな3か年の契約を結ぶことになりますので、入札ということになりますので、当初予算としては、436万3,000円ほど増額としております。

また、ここの一番下にあります、エレベーターの修繕工事ということで、2,790万7,000円が来年度修繕工事として予定されておりますので、増額とさせていただいております。

あと、一番下のオンライン地域交流センター図書室運営に要する経費ですが、今年度で契約が切れますので、この4月からの契約に当たりまして、利用が増えております谷田部交流センターの図書室、こちらの勤務人数、2名体制から3名体制に、1名増を図ることを検討しております。そのための入札として、485万2,000円ほど増となっておりまして、これも、今後入札が行われる予定でございます。以上です。

教育総務課

説明は以上です。

教育長

かなり多岐に渡ってありましたけど、何か質問等ありましたらお出しください。

委員

私どもの先輩の委員が、ずっとお願いしておりました、図書費でありますとか、消耗品費ですとか、そういったところを増やしていただいたこと、全般、お礼を申し上げたいと思います。

その中で、先日、廃校になった10小中学校の再活用という話し合いが、市民活動センターの方で持たれまして、その中で出たお話が、図書が筑波東中学校でも、そのまま置いてあると。非常にもったいない状態にあるというようなお話を聞きました。もしできれば、そういったものを、例えば秀峰に移動して、秀峰の図書館ではなくて、秀峰の教室とか廊下とかを使って、子どもたちがわざわざ図書館まで行かなくても使えるようにするとか、公民館であるとか、場合によっては中央図書館でも生かせるとかいうものがあれば、そういった活用もすべきではないかと。重なっているから処分してしまうというのは、もったいないんではないかなというふうに思っています。ただ、それを行うにしても、やはりもう少し図書を、司書さんであるとか、先ほどの協力員さんであるとか、そういった人を増やさない限りは、そういった貴重な財産も生かせ

ないのかなと思います。

図書館協力員についても、頑張ってくださったんだけども、結局元のままだったということですけども、これは、この意見申出ということですので、教育委員として、そういったところに、もう少しお金をかけていただけるように、いくらなんでも1,200円は安すぎると。市民の中で、学校教育とか社会教育そのものに協力しようという意思がある人はたくさんいますが、そういった方々からは、なんか自分たちが行くと、かえって安く使われて、それでおしまいになってしまうんではないかというような声も、ずっとあります。

そういったところも考えて、また、そういった図書館協力員などというところには、図書館情報大もあるわけで。そういったところの若者が、そのままつくばで就職できるように、就職先としても、こういったものをしっかり認めて、子どもたちが本に触れる機会を増やしていただければと思います。

同じように、ソーシャルスクールワーカー、また部活動の指導員ですが、これらについても、まず一つは、各学校で有効に活用できるように、今もやっていただいているとは思いますが、御配慮いただければと思います。それと同時に、もう少し人数を増やさないといけないんではないかなというように思います。

特に、ソーシャルスクールワーカーについては、先回も申し上げたような気がしますが、スクールカウンセラー、普通だとスクールカウンセラーとか、そういう臨床心理士とか、そういう資格を持った方が、さらに勉強を重ねて、ソーシャルスクールワーカーになるわけで、スクールカウンセラーを上げたということは、とても大賛成なんですけど、それに比べてしまうと、今度、SSWの方が、ちょっと差がついてしまっているので、そういったところも、ぜひ予算を確保していただいて、いい人材が、つくばの学校で活躍いただけるようにと、私は思います。

最後にもう一点、教育相談に関して、教育相談センターの事業説明ということで、ちょっと質問させていただきたいんですが、先ほどいただいた資料を見ると、親担当さんが、平成29年度は819件。これは直接面談ですね。

教育相談セン ター

はい。

委員

それに電話相談が184件。

教育相談セン

そうですね、はい。

委員

ター

12か月、16日とあるんですが、これは週に4日、4週間でということになると、16日×12日で192になりますね。これはもうちょっと増えますよね。実際には第5週とかもあるわけで。

教育相談センター

実際には、勤務日数を、大体、こちらで出勤を基に出させてもらって、連休等の兼ね合いもあって、基本、大体16日勤務が、基本であったので、16日で割らせていただきました。

委員

なるほど。そうしますと、私の方で提出させていただいた資料では、 相談日数を、261日とか、適応指導教室、つくしの広場は開級日を239日 と仮定して計算させていただいていますが、この計算については、ここ の割り算の、この261、239って数字が違うだけであって、基本的には私 の計算の方法としては間違っていませんね。

教育相談セン ター 数字的にはそういう計算にはなってきます。ただ、先ほど説明にありますように、相談センターの事業として、適応指導教室との兼ね合いがあるということで、基本的には、相談事業の中心になる担当ということになっていますが、他の事業の兼ね合いで、他の適応指導教室の役割も果たしているということでの分担という状況にはなっております。

委員

そうしますと、例えば単純に電話件数で考えると、184件を192日で割った場合には、1日1本の電話はかかっていないということですよね。

教育相談センター

そうですね。基本的にうちの相談センターの捉えとしては、電話相談に関しても、2時間ひと枠扱いで、相談事業として捉えている関係で、電話相談合わせて相談という捉え方をしていますが、本数として捉えれば、そういう電話だけの数で捉えると、数は年間で184ということになりますので、そういう捉えになります。

委員

先ほどの資料を見ても、本当に大変な仕事だなと思うんですね。私の

方でも、自分で教育相談センターについて、一番よく分かっていると思うし、何より全体を把握するのが簡単だなと思って、ここから入らせていただいたんですが、予算を見たときに、正直申しまして、増とまではどうなのかなと。他とのバランスを見たときには、例えば、ここを増やすのであれば、他にもう少し回してもいいんではないかなというのが、私の意見です。

もし、この教育相談センター中だけで考えたときに、実際見ていると、つくしの広場への入園者数もなぜか29年度はどんどん減っていますけど、これは、私も不登校支援やっているので分かりますけど、その年によって、いろいろね、来るはずの子が来なかったりとか、今はあるので、それはやむを得ないんだと思うんですが、全体を見た上で考えると、子担当さんは、結構忙しいんじゃないかなというようには思います。ただ、その分、親担当さんをもう少し子担当さんの方に回ってもらう。または、親担当さんを1名減らして、その分、子担当さん増やすとか、その代わり親担当さんは、学校を、もうちょっと回っていただくとか、そういう配分はもう少し検討されてもいいんではないかなというような感想を持ちました。以上です。

教育相談センター

今、いろいろ御指摘いただいた部分でも、いろいろ対応しているところでございまして、親担当に関しましては、特にケース会議等では、中心の役割を果たしていただいているということと併せて、あとは、先ほどの資料の裏側にも、様々な行事関係が、人間関係づくり、コミュニケーションづくりというところを中心に捉えている関係で、今年度、さらに増やしたところがあります。特に、これが果たして適切かどうかというのは、また別としまして、今、子どもたちの体験の中心としまして、畑を使った作物の対応をして、それを生かして年間のスケジュールを組んでいるというところもありまして、だいぶ来ている子どもたちの、通級状況が不安定な部分もありまして、そういったところも親担当に御協力いただいているようなところもあるというのが現状ではございます。

そういったことで、いろいろ分担を再度考えながら、それを有効に活用して、生かしていきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

委員

すいません、関連してもう一点言い忘れました。

関連事項で、ホームページのトップのところですが、あそこが、まず

登校する意思のある子とか、いろいろ書いてありますよね。あれは改善された方が。実際、あれを見て、うちの子は行けないわっていうふうに、あの段階で、もう、ちょっと敷居が高いと思って、行かないっていうような声もたくさんあります。実際、ニーズはもっともっとあると思うんですね。なので、もう少し敷居を低くして、最初の一歩を入りやすいということを検討されてはどうかなと思います。

もう一つは、ホームページの最初に書いてあることで、最初に3回面談をしてと書いてありますよね。あれも、かなり敷居が高くて、場所的な問題もありますし、いきなり最初から行って、3回連続ということで、途中で1回行ったらもういいやとか、2回でめげましたとかっていうような声もたくさん聞きますので、そういった面談の在り方も、検討されてはいかがかなと思います。以上です。

学務課

学務課です。情報提供としてですが、先ほど、廃校学校の図書活用というようなお話がありましたが、既に各学校さんの方に、内覧をしていただいて、必要なものは各学校で活用するというようなことを、やらせてはいただいています。

そのほかにも、こども部の方ともやり取りしていまして、有効活用できるようなかたちではやっていくということです。

委員

よろしくお願いします。

教育相談センター

教育相談センターです。先ほどのホームページの件ですが、やはり教育機会確保のためもありまして、今、ホームページのそういった表現に関しても、検討をしているところでございます。

3回の面談に関しましても、実際、面談は1回でその体験要綱に関しては、保護者、または子どもの状況に応じて、対応しているところでして、実際、3回の面談が必要という状況では行えていないというのが現状ですので、今後、ホームページに関しましても、十分検討した上で、変えていきたと思います。

委員

よろしくお願いします。

教育長

ほかにありますか。

委員

はい、じゃあ。

ある程度、教育委員の方も守備範囲を持ちながら、もう少し丁寧に見なければいけないなと思っていますが、私の方としては、前回も議論になりましたけども、文化芸術振興とか、子どもの体験とかですね、そういうものを地域でくっつけていって、地域づくりとか、そういうものとも連携させていくのに、学校が大きな役割を果たすんじゃないかなと思っています。

豊かな心育成事業は、すぐに増額できないようなことらしいので、そう言ってると、子どもたちどんどん成長しますから、今できることをしなければいけないと思うので、学校教育活動支援助成に要するに経費は、総務課ですよね。それから、ずっと飛びまして、家庭教育学級ですね。つくばスタイル科振興に要する経費は指導課の方ですよね。教育総研か。教育総研。それから、総合教育研究所に要する経費。教育総研ですよね。それから、家庭教育支援、家庭教育学級のことだと思うんですけど、家庭教育支援に要する経費。ここは。

生涯学習推進課

生涯学習推進課です。

委員

生涯学習ですね。その下の生涯学習推進に要する経費。それから、その次の、24 ページの、なかなか子ども会ができないみたいですけど、青少年健全育成に要する経費。この辺の事業を、うまく連携させながら、事業の中でも、ばらばらになるよりも、連携させていった方がいいと思うんですよね。そういうことを話し合いしながら、来年度、方向性が見えないかなと考えております。

ですから、個別の事業もそうですけど、連携して、より効果があるやり方を考えた上で、また再来年度の予算編成に向けて、今からできたらなんて考えておりました。

なので、協議するようなテーブルを持つのも大事かなと思います。文 化芸術課も含めてということですね。アウトリーチなんかももう少し有 効にできるし、家庭教育学級の量をもう少し増やして、地域の鑑賞会み たいなのを、家庭教育学級でやれば、それはアウトリーチなんかもやり やすいのも恐らくあると思うんでね。学校だけに固まらないで、少し開 きたいななんて考えているんで、どうぞよろしくお願いします。

委員

簡単に言います。

委員が指摘された教育相談センターの数値の誤りは、去年も訂正があったと思うんです。たまたまそこにお詳しいので、丁寧に見ていただいて、数値の間違いが発覚したということなんですけども、複数回間違いが見つかると、やはり全体の数値の信頼性がなくなると思うので、どこの部署の方も、そこは慎重に気を付けて、予算請求の根拠となるような数値を間違っては絶対いけないので、そこはよろしくお願いしたいと思います。

もう一つ。先日、文科省の方から、部活動指導員の話、ニュースで発表されていましたが、週休、部活は3日以上というふうにすれば、部活動指導員のお金の補助を優先的に配置するというお話ありましたよね。働き方改革に沿って、文科省の焦りがすごく見えているところですが、そこに手を上げるのが賢明なのかどうかを、早く議論しなくちゃいけないんだろうなって課題意識として持っています。

委員

ごめんなさい。ちょっと一つ忘れていました。

歴史文化教育の活用に要する部分でこれも、今のさっき言った連携の中に、大きく加わってほしいなと思っています。

教育長

全体として、1億数千万、昨年度より減になっていますけども、これはかなり前に話したように、14年振りの赤字予算状況になっているということを、基本的には御理解いただきたいと思います。

ということで、取りあえず3月議会に、来年度当初予算を、この提案で出すことを御承認いただけますでしょうか。また、事業をしている間に、どうしても足りないとかいうようなことになったら、そのときに補正で補っていくことも考えられるわけですけども、取りあえず31年度当初予算として、この案で進めていくということを了解いただきたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

一同

異議なし。

教育長

ということで、議案第2号は終わりにしたいと思います。

◎議案第3号 教育財産の取得について

文化財課

議案第3号、教育財産の取得について、これは国指定史跡小田城跡公 有化事業に伴う用地取得におきまして、地方教育行政の組織および運営 に関する法令第28条第2項にある、教育財産取得に際しての教育委員会 から市長への申出について、同上第2項により申し出るものでありま す。

まず、取得財産の内容ですが、土地地籍の筆頭所有者は、そこに書いてあるとおりで、場所につきましては、ページをめくっていただきまして、公有化がございます。大体、上の方と真ん中辺に予定地が記されております。計3筆になります。それぞれの土地の詳細図が、その後ろの5ページに付いております。

市長に申し出る内容につきましては、最後のページに教育財産取得についてという文書がありまして、これは今日議決いただきましたら、早速市長の方に出まして、あと、所得税の軽減措置協議がありますので、その協議が終わった段階で、2月中に正式契約をするということになります。以上です。

教育長

何か御意見等ございますか。なければ御承認いただくということでよ ろしいでしょうか。

一同

異議なし。

教育長

御承認いただきましたので、次に進みたいと思います。

◎議案第4号 つくば市立学校給食センター運営審議会委員の任命について

教育長

続いて、議案第4号の説明お願いします。

健康教育課

議案第4号、つくば市立学校給食センター運営審議会委員の任命について、別紙案のとおり、決めさせていただきます。これがつくば市立学校給食センター条例に基づき、教育委員会が任命するものでございます。選任種別に学校長とありますが、これについても、条例に定めてあるものでございます。以上でございます。

教育長

この件は市長にも報告していますか。

健康教育課

はい。市長にも報告はさせていただいております。

教育長

議案第4号、これは説明のとおり、御承認いただくということでよろ しいですか。

一同	異議なし。
教育長	御承認いただきましたので、次に進みたいと思います。
◎報告第1号	つくば市教育局職員の分限処分について
教育長	それでは、報告の第1号お願いします。
教育総務課	こちらの報告書記載のとおり、休職処分を行いました。この処分に係りまして、教育長が代理をいたしましたので、報告するものでございま
	す。
◎報告第2号	つくば市教育局職員の自宅待機命令について
教育総務課	報告第2号、つくば市教職自宅待機命令についてです。衛生管理の徹
	底を図るためということで、報告書記載のとおり、自宅待機の命令をい
	たしました。この処分に係りまして、教育長が代理をいたしましたの
	で、報告するものです。以上です。
教育長	ということで、今日予定した議案と報告は以上で終了いたしましたの
	で、1月の定例教育委員会を終わりにしたいと思います。

◎ 閉 会

午後12時20分閉会宣言